

介護支援専門員更新研修修了後の申請方法

更新研修修了後の介護支援専門員証の交付の手続は、様式第7号「介護支援専門員証交付申請書（更新）」を使用し、有効期間満了日の6か月前から有効期間満了日までの間に、埼玉県へ介護支援専門員証の交付申請を行ってください。

有効期間満了日以降の更新の申請はできません。更新手続をしないまま有効期間が満了した場合は、再研修を受講し、改めて介護支援専門員証の交付を受けるまでは、介護支援専門員として実務に従事できませんのでご注意ください。

受付開始日（有効期間満了日の6か月前）	介護支援専門員証の有効期間満了日
令和 年 月 日（ ）	令和 年 月 日（ ）

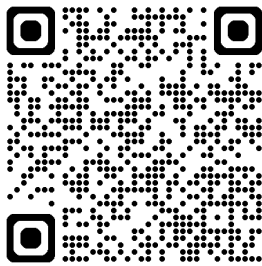
●申請方法（介護支援専門員証更新交付手数料の納付方法について）

埼玉県収入証紙の販売終了に伴い、令和6年4月から埼玉県収入証紙の利用はできません。介護支援専門員の各種申請手数料の納付方法は、次のとおりとなります。

- ・電子申請・届出サービス（クレジットカード、コード決済、又はペイジー）
- ・納付書払い（別途、納付書の取り寄せが必要です）
- ・窓口払い（県高齢者福祉課窓口へ来所し、キャッシュレス端末で支払）

納付方法により手順や必要書類が異なりますので、下記をご確認ください。

●介護支援専門員証交付手数料を電子申請・届出サービスで支払う場合（3,000円）



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/040-d07.html>

別添の「電子申請・届出サービスによる介護支援専門員証交付申請（更新）マニュアル」に沿って、お手続きをしてください。

- ①電子申請・届出システムで申請後、クレジットカード、コード決済、又はペイジーで、手数料（3,000円）をお支払ください。支払可能期間は申請日から10日間です。
- ②支払後、速やかに下記の必要書類を県高齢者福祉課へご郵送ください。

＜郵送が必要な書類＞ 支払い後速やかにご郵送ください。

ア 介護支援専門員証交付申請（更新）郵送書類送付書（様式第7号関係）

※別添をご活用ください。また上記の県ホームページよりダウンロードしていただけます。

イ 介護支援専門員証の原本（写真付きのもの）

※紛失した場合は、「証の原本は紛失しました」と付箋を同封してください。

ウ 写真(3×2.4cm) 同じもの2枚

※交付申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景で正面、上三分身のもの。スナップ写真不可。

※必ず写真の裏面に氏名を記入してください。

※指定の大きさ(3×2.4cm)と異なる写真を送付しないでください

エ 戸籍抄本（現在の証と氏名が異なる方のみ、過去3か月以内に交付された原本）

オ 個人番号の身元確認書類（県HP 本人確認書類チェックリストをご確認の上、ご提出ください）



注意

申請関係書類は、郵便事故防止のため、特定記録郵便または簡易書留にて郵送してください。なお、書類を普通郵便・メール便で送付した際に生じた紛失に関して、埼玉県では一切責任を負いませんので御留意ください。

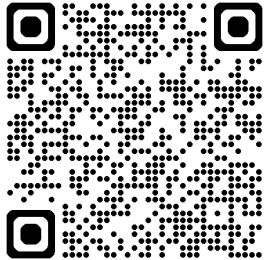
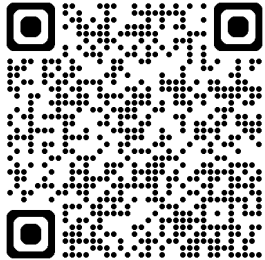
【申請書類送付先】

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県 福祉部 高齢者福祉課 介護支援専門員担当 あて
※封筒に、「介護支援専門員関係書類在中」と朱書ください。

●介護支援専門員証交付手数料を電子申請・届出サービス以外の方法で支払う場合（3,000円）

介護支援専門員証交付手数料を電子申請・届出サービス以外の方法で支払う場合の申請方法等の詳細（様式のダウンロード、必要書類の確認、交付手数料の納付方法等）については、それぞれ異なりますので、埼玉県ホームページ『埼玉県ケアマネ情報局』を御参照ください。

次頁の「介護支援専門員証交付申請（更新）郵送書類送付書（様式第7号関係）」は申請書ではありません。電子申請・届出サービス以外の方法で支払う場合は、別途申請書の入手が必要です。

証交付手数料を「納付書」で支払う場合	証交付手数料を「窓口払い」で支払う場合
 <p data-bbox="177 1292 783 1346">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/040-n07.html</p>	 <p data-bbox="815 1292 1422 1346">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/040-m07.html</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・納付書の請求にあたっては、納付書払い申出書及び返送用封筒の県への郵送が必要です。お届けまで、約10日間を予定しております。 ・納付書は、「埼玉県公金を納付できる金融機関」の金融機関窓口へご持参いただければ、現金で支払うことができます。ただし、ゆうちょ銀行（郵便局）では、納付書払いができません。 <p>※介護支援専門員証の有効期間満了日まで、残り2週間を切っている方は、取り急ぎ、高齢者福祉課・介護人材担当までご連絡ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に来庁日時をお電話のうえ、必要書類を全て持参し、県高齢者福祉課にお越しください。 ・クレジットカード（JCBは除く）、電子マネー、又はコード決済でお支払いいただけます。ただし、電子マネー等のチャージはできませんので、事前に残高確認及びチャージのうえお越しください。

●問合せ先

ご不明な点がございましたら、県高齢者福祉課（048-830-3232）までお問い合わせください。